

八戸市コスト表記実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市の行政活動に係る経費を分かりやすい形で表記すること(以下「コスト表記」という。)により、情報公開の徹底及び行政の透明性の確保を図り、市民への説明責任を果たすとともに、職員一人ひとりのコスト意識及び市民の市政に対する理解と関心を高めることを目的とする。

(実施対象)

第2条 コスト表記を実施する事業及び業務(以下単に「事業」という。)は、原則として次のとおりとする。

- (1) 公共工事
- (2) 印刷刊行物の作成
- (3) イベント等の開催

(公共工事のコスト表記)

第3条 市が発注し、工事表示板を設置する全ての工事を対象に、当該表示板に工事の請負代金(消費税及び地方消費税の額を含む。)を表記するものとする。

- 2 前項の場合においては、全体事業費及び単位(延長、面積等)当たり事業費についても、この要領の趣旨を踏まえ、できるだけ表記の実施に努めるものとする。
- 3 請負代金の額は、当初契約額を記載するものとし、請負代金の変更があっても書き換えは行わない。
- 4 第1項及び第2項の場合における表記の例は、次の表のとおりとする。ただし、各部署課長等の判断で、より適切な表現に改めることができる。

第1項の例(請負代金の場合) 「この工事の請負額は、1億2,500万円です。」
第2項の例1(全体事業費の場合) 「この事業の全体事業費は、17億350万円です。」
第2項の例2(単位当たり事業費の場合) 「この公園の整備費は、1㎡当たり150万円です。」

(印刷刊行物のコスト表記)

第4条 市が発行する広報紙、報告書、ちらし、パンフレット、ポスター等の印刷刊行物のうち、無償で配布し、又は掲示するもので、外部発注により作成するものを対象に、作成部数及び1部当たりの単価(印刷費の総額(消費税及び地方消費税の額を含む。)を印刷部数で除したもの)等を表記するものとする。ただし、印刷刊行物が次条に規定するイベント等の開催に関する内容のものであるときは、これらの表記を行わないものとする。

- 2 前項の場合において、企画、デザイン、印刷等を一括して委託した場合は、委託費の総額を印刷費の総額とみなして表記するものとする。
- 3 前2項の印刷費の積算に当たっては、市職員の人件費及び有料広告の歳入は、考慮しないものとする。
- 4 第1項及び第2項の場合において、1部当たりの単価に1円未満の端数が生ずる場合は、四捨五入するものとする。
- 5 コスト表記の場所は、印刷刊行物の末尾にある発行者欄、余白等とする。
- 6 第1項及び第2項の場合における表記の例は、次の表のとおりとする。ただし、各部課長等の判断で、より適切な表現に改めることができる。

第1項の例（印刷のみ外部発注した場合）

「この印刷物は300部作成し、印刷経費は1部当たり25円です。」

第2項の例（企画から印刷まで全てを委託している場合）

「この報告書は企画から印刷まで外注で、100部作成し、印刷経費は1部当たり235円です。」

（イベント等のコスト表記）

第5条 市が主催するイベント等（シンポジウム、フォーラム、講演等をいう。以下同じ。）を対象に、当該イベント等の案内看板並びに当該イベント等において配付される資料及び当該イベントを周知する目的で作成された印刷刊行物にイベント等の開催に要する経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）を表記するものとする。

- 2 前項のイベント等の開催に要する経費とは、イベント等の企画実施等に係る委託料、印刷刊行物の作成費、会場借上費等をいい、市職員の人件費及び有料広告の歳入は、考慮しないものとする。
- 3 コスト表記の場所は、案内看板、印刷刊行物等の余白等とする。
- 4 第1項の場合における表記の例は、次の表のとおりとする。ただし、各部課長等の判断で、より適切な表現に改めることができる。

例（イベント等の場合）

「このイベントの開催経費は、650万円です。」

（その他）

第6条 実施対象に該当する事業であっても、コスト表記を実施することにより当該事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、これを実施しないことができる。

- 2 実施対象の事業以外の事業であっても、この要領の趣旨に照らし適当であると認められる場合は、各部課長等は、積極的にコスト表記の実施に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年5月1日から実施する。